

板橋区議会におけるハラスメント防止対策について

1 背景

令和2年6月にパワーハラスメント防止対策が法制化され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられた。また、セクシュアルハラスメント等についても男女雇用機会均等法等により対策が強化された。これらの法律は地方公務員にも適用され、区では「板橋区職員ハラスメント防止の指針」を策定している。しかし、本指針は議会や議員を対象としておらず、板橋区議会においてもハラスメント防止対策について検討していく必要がある。

2 アンケート調査

ハラスメント防止対策の検討にあたり、区職員（係長級以上）及び議員に対し、アンケート調査を実施する。

(1) アンケート案

別紙1のとおり（匿名で実施）

(2) 実施時期

10月頃

(3) 実施方法

区職員：desknets NEO アンケート機能

議員：区ホームページのアンケートシステム

※アンケート案について、ご意見等がありましたら別紙2に記入のうえ、
9月19日（木）までに調査係までご提出ください。

3 ハラスメント防止に関する他自治体の動向

別紙3のとおり

板橋区議会議員におけるハラスメントに関する調査（案）

問 1 あなたの性別を教えてください。

- ☐ 男性
- ☐ 女性
- ☐ その他（ ）
- ☐ 回答しない

問 2 あなたの職層を教えてください。

- ☐ 係長級
- ☐ 部・課長級

問 3 あなたは、板橋区議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない

問 4 あなたは、板橋区職員が板橋区議会議員からハラスメントを受けているのを見た・聞いたことがありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない ⇒問 3 及び問 4 で「ない」と回答した方は、問12へ

問 5 ハラスメントを受けた（見た・聞いた）のは、いつ頃ですか。

- ☐ 過去 1 年以内
- ☐ 過去 1 年から 5 年以内
- ☐ 過去 5 年以上前

問 6 どのようなハラスメント行為がありましたか。（複数選択可）

- ☐ 大声での叱責、長時間の叱責、恫喝
- ☐ 威圧的・高圧的な発言、理不尽な罵倒・要求
- ☐ プライベートの話を職場等で大きな声でされる
- ☐ プライベートの話を執拗に聞かれる
- ☐ 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している
- ☐ 身体を触られる
- ☐ その他

問 7 それは、具体的にどのような行為でしたか。（自由記述）

【区職員向け】

問 8 ハラスメントは誰からありましたか。(複数選択可)

- ☐ 現板橋区議会議員
- ☐ 元板橋区議会議員

問 9 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。(複数選択可)

- ☐ 同僚
- ☐ 上司
- ☐ 家族、友人
- ☐ 誰にも相談しなかった
- ☐ その他 ()

問 10 ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか。(複数選択可)

- ☐ 相手にはっきり嫌だということを伝えた
- ☐ 相手にそれとなく嫌だということをわからせようとした
- ☐ 何もしなかった、我慢した
- ☐ その他 ()

問 11 問 10 で「何もしなかった、我慢した」を選択した方に質問です。ハラスメントがあった際、「何もしなかった、我慢した」のはなぜですか。(複数回答可)

- ☐ 相手が議員だから
- ☐ 業務に支障がでると思ったから
- ☐ 相談窓口がなかったから
- ☐ 相談しても解決しないと思ったから
- ☐ その他 ()

問12 ハラスメントとしての認識ではなく、板橋区議会議員とのやり取りの中で「不快に感じたこと」はありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない

問 13 問 12 で「ある」を選択した方に質問です。「不快に感じたこと」としては、どのようなものがありましたか。(複数選択可)

- ☐ 大声での叱責、長時間の叱責、恫喝
- ☐ 威圧的・高圧的な発言、理不尽な罵倒・要求
- ☐ プライベートの話を職場等で大きな声でされる

【区職員向け】

- ☐ プライベートの話を執拗に聞かれる
☐ 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している
☐ 身体を触られる
☐ その他（ ）

問 14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか。(複数回答可)

- ☐ 処分の厳格化
- ☐ ハラスメント防止に関する指針等の作成
- ☐ 相談窓口の設置
- ☐ 議員の意識改革、意識啓発、研修の実施
- ☐ その他（ ）

問15 ハラスメントについて、お考えがあれば自由に記入ください。

【議員向け】

板橋区議会議員におけるハラスメントに関する調査（案）

問1 あなたは、板橋区議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない

問２ あなたは、板橋区議会議員がハラスメントを受けているのを見た・聞いたことがありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない ⇒問 1 及び問 2 で「ない」と回答した方は、問10へ

問3 ハラスメントを受けた（見た・聞いた）のは、いつ頃ですか。

- ☐ 過去1年以内
- ☐ 過去1年から5年以内
- ☐ 過去5年以上前

問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。(複数選択可)

- ☐ 大声での叱責、長時間の叱責、恫喝
- ☐ 威圧的・高圧的な発言、理不尽な罵倒・要求
- ☐ プライベートの話を執拗に聞かれる
- ☐ 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している
- ☐ 身体を触られる
- ☐ 物を投げつけられる、殴られる
- ☐ その他

問5 それは、具体的にどのような行為でしたか。(自由記述)

問6 ハラスメントは誰からありましたか。(複数選択可)

- ☐ 現板橋区議会議員
☐ 元板橋区議会議員

問7 ハラスメントがあった際、誰かに相談しましたか。(複数選択可)

- ☐ 同僚
☐ 先輩議員
☐ 家族、友人
☐ 誰にも相談しなかった
☐ その他（ ）

【議員向け】

問8 ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか。(複数選択可)

- ☐ 相手にはっきり嫌だということを伝えた
- ☐ 相手にそれとなく嫌だということをわからせようとした
- ☐ 何もしなかった、我慢した
- ☐ その他 ()

問9 問8で「何もしなかった、我慢した」を選択した方に質問です。ハラスメントがあった際、「何もしなかった、我慢した」のはなぜですか。(複数回答可)

- ☐ 相談窓口がなかったから
- ☐ 相談しても解決しないと思ったから
- ☐ 活動に支障がでると思ったから
- ☐ その他 ()

問10 ハラスメントとしての認識ではなく、「不快に感じたこと」はありますか。

- ☐ ある
- ☐ ない

問11 問10で「ある」を選択した方に質問です。「不快に感じたこと」としては、どのようなものがありましたか。(複数選択可)

- ☐ 大声での叱責、長時間の叱責、恫喝
- ☐ 威圧的・高圧的な発言、理不尽な罵倒・要求
- ☐ プライベートの話を執拗に聞かれる
- ☐ 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している
- ☐ 身体を触られる
- ☐ その他 ()

問12 ハラスメント防止のために望むことはなんですか。(複数回答可)

- ☐ 処分の厳格化
- ☐ ハラスメント防止に関する指針等の作成
- ☐ 相談窓口の設置
- ☐ 意識改革、意識啓発、研修の実施
- ☐ その他 ()

問13 ハラスメントについて、お考えがあれば自由に記入ください。

アンケート案について、ご意見等がありましたらご記入のうえ、9月19日（木）までに調査係までご提出ください。

1 アンケート項目の修正について

① 区職員向け

② 議員向け

2 アンケート項目の追加について（質問及び選択肢）

① 区職員向け

② 議員向け

3 その他ご意見

議会のハラスメント防止に関する他自治体の動向について

1 23 区の取組状況

世田谷区では、令和 3 年第 2 回定例会において、「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」が議員提案により全会一致で可決・制定されている。また、新宿区・墨田区・豊島区では、政治倫理条例において、ハラスメントを行わないことを定めており、江東区でも現在制定に向けて協議中の政治倫理条例の中で盛り込むことを検討している。なお、豊島区では、区議会議員による事務局職員へのハラスメント行為があったことを受け、平成 29 年に決議をしている。

2 全国的な取組状況

(1) 単独条例の制定

令和 6 年 3 月末時点で、ハラスメントに関する単独条例の制定は 52 条例あり、そのうち、議員が関わるものとして 48 条例が確認できる。都道府県は 3 条例、市区町村で 45 条例である。

①議員及び首長等のハラスメントを対象にするもの

上記 48 条例のうち、8 条例が議員とともに首長等のハラスメントを対象としている。これらの条例の多くは職員向け規則等を踏まえて制定されており、ハラスメント防止に関する議員や首長等の責務や研修の実施、相談窓口の設置等について規定している。

②議員のハラスメントを対象にするもの

他の 40 条例は、議員のハラスメントを対象としている。内容としては、すべての条例でハラスメント防止に関する議員の責務を定めている。ハラスメントの被害者からのアプローチについては、ほとんどの条例が議長への申し出や申入れとしており、相談窓口の設置については 4 条例、相談員の設置については 5 条例となっている。

(2) 政治倫理条例

政治倫理条例において、政治倫理基準の遵守事項の 1 つとして、ハラスメントを行わないことを明記するものがある。令和 6 年 3 月末時点で、91 条例が確認できる。

(3) 決議

豊島区や西東京市、川越市などで決議をしている。なお、決議と併せて条例、規程、指針等を制定することが多い。川越市は条例、狭山市は根絶規程、長浜市は対応マニュアル、芦屋市は防止指針を制定している。

(4) 規程・要綱・指針等

多くは単独条例の施行規程や政治倫理条例や決議を踏まえたものとなっているが、そうでないものもある。

(5) 宣言

静岡市では、市長、副市長を含む全職員と全議員がパソコン上の記名方式によりハラスメント撲滅宣言を行っている。